

「出席停止の基準および登園の基準」

杉水保育園

【出席停止の基準】

学校感染症より抜粋・名称等については一部変更

分類	病名		出席停止の基準
第2種	1 インフルエンザ		1 発症後5日、かつ、解熱後、幼児は3日が経過するまで
	2 麻疹（はしか）		2 解熱した後3日を経過するまで
	3 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)		3 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	4 風しん		4 発疹が消失するまで
	5 水痘（みずぼうそう）		5 すべての発疹が痂皮化するまで
	6 咽頭結膜熱（プール熱） (アデノウイルス)		6 主要症状が消失した後2日を経過するまで
	7 新型コロナウイルス		7 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで
第3種	流行性角結膜炎（アデノウイルス）		症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
	急性出血性結膜炎		症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
	その他の感染症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		伝染性紅斑	発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可能
		ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		マイコプラズマ感染	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
		症感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症)	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能 下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
		アタマジラミ	出席可能（タオル、櫛、ブラシの共用は避ける）
		伝染性軟属腫 (水いぼ)	出席可能（多発発疹者はプールでのビート板等の共用は避ける）患部を覆う等患部が接触しないようにする。 プール遊びの際、玩具等を共有すること、および学校よりも子ども同士が接触し遊ぶことが多いことから、プールを分けたり、時間をずらしたりすることでプールに入るようお友だちへの感染を考慮し、プール遊びを実施します。
		伝染性膿痂疹 (とびひ)	出席可能（プールは避ける）
		RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良い
		突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
		ロタウイルス感染症	下痢・嘔吐が消失した後
		ノロウイルス感染症	下痢・嘔吐が消失した後

【登園の基準】

37.8度以上の発熱及び咳・頭痛や下痢等の症状がみられる場合は、自宅で休養し、登園を控えて下さい。発熱の原因が不明な際は、解熱後24時間再度発熱がないことを確認いただいたからの登園をお願いします。特定の感染症については、学校保健安全法に則り上記規定されている期間となります。

急な発熱等により熱性痙攣等の危険もありますので、園での生活中に、37.8度を超えた場合や嘔吐・下痢があった場合はご連絡をいたします。急に症状が悪くなり、熱性痙攣等を引き起こすこともありますので、お仕事等を調整頂き、できる限り早くのお迎えをお願いします。

感染拡大防止の観点より、同居家族（特に園児の兄弟姉妹）が新型コロナウイルスやインフルエンザ等に感染した際は、可能であれば自宅にてお過ごし頂きますようお願いいたします。お子様がマスクをすることが出来るか等により、対応が異なりますので、感染がわかった時点で早めにご連絡をお願いします。

※ なお半年ほどは抗体が維持されますので、半年以内にその時流行している型と同じ型と思われる場合は、登園可能とします。